

別表5

1 項目	2 内容
補助対象経費	保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）に要する費用であって、当該講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して支払われた入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、実習費、教科書代及び教材費等（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及びそれらの経費に係る消費税とする。
補助事業者が支払った補助対象経費のうち、市長が補助対象経費と認める期間	補助事業者が合格した、保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までのものとする。 例：合格した筆記試験日 令和3年5月23日の場合 令和元年5月1日から令和3年5月23日まで
補助対象外経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 その他の検定試験の受講料 2 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費 3 補講費 4 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要となる費用 5 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用 6 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用 7 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等
補助率	1/2 とする。

備考

- 1 補助対象経費を算定する際に、金額に端数が生じた場合は小数点以下を切り捨てて整数とする。
- 2 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として講座実施事業者が証明する額又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を経費の対象とする。
- 3 受験対策学習費用支給申請書提出時点で講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は受講料は対象としない。